

令和8年度さいたま市ケアラー・ヤングケアラー支援周知啓発業務委託仕様書

1 業務名

さいたま市ケアラー・ヤングケアラー支援周知啓発業務

2 業務の目的・概要

ケアラー・ヤングケアラー支援に対する理解を深めるためのリーフレット、ポスターを制作するとともに、支援策や相談窓口に関する情報等を、市民、事業者、関係機関等に対して効果的に発信することで、支援を必要としているケアラー・ヤングケアラーを社会全体で支えていくための機運醸成を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 業務の内容

- (1) リーフレットの制作・・・別紙1のとおり
- (2) ポスターの制作・・・別紙2のとおり
- (3) WEB広告の実施・・・別紙3のとおり
- (4) パネルの制作・・・別紙4のとおり

5 共通留意事項

- (1) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、双方協議の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と随時協議を行い、遺漏なく委託業務を進めること。
- (5) 業務において制作した印刷物及び提出された原稿・データ等の成果物に関する権利は委託者に帰属し、自由に二次利用できるものとする。また、成果物には、「さいたま市コスト表記実施要綱」に基づくコスト表記及び発行月（制作月）を付すこと。
- (6) 受託者は、委託者の承諾なしに本業務により制作した印刷物及び提出された原稿・データ等を他に流用できない。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先、その他再委託に関する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。
- (8) 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、委託者の指示により

受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

(9) 本業務で制作したリーフレット、ポスターには「さいたま市」のクレジットを入れること。

(10) 制作に当たっては、先行他自治体等の取組を研究し、参考とすること。

(11) 本業務の委託料は、全ての業務完了後、受託者からの請求により支払うものとする。

リーフレットの制作

リーフレットの制作に当たっては、委託者に対して構成ラフ案を2個以上提示し、委託者と受託者で方向性の認識合わせを十分に行った上で、綿密に意見交換を行いながら作業を実施すること。記載する枠組みの概要等については委託者が検討し、受託者に情報を提供する。

1 掲載内容

以下の項目を中心に、その他必要な情報を加えながら、効果的な掲載内容とすること。

- (1) さいたま市ケアラー支援条例に関すること
- (2) ケアラー・ヤングケアラーに関する基礎的な情報
- (3) 本市における相談窓口に関すること
- (4) 本市における支援策に関すること
- (5) 本市ホームページ「ケアラー・ヤングケアラー支援について」の案内
(二次元コードを掲載するなど、当該ホームページにアクセスしやすくなるよう工夫すること)
- (6) ケアラー・ヤングケアラーが置かれている状況をイメージできるイラスト（制作済）

2 規格

- (1) サイズ
A3（二つ折り）
- (2) 印刷
両面カラー
- (3) 紙種
上質再生紙（コート紙） 90 kg以上

3 デザイン

- (1) 安心感があり、幅広い世代の市民が理解しやすいよう工夫されていること
- (2) 「もしかしたらあなたもケアラー・ヤングケアラー!？」等、見た人の興味・関心を引くようなメッセージを効果的に配置すること
- (3) 市が指定する、ロゴマーク、キャッチフレーズを効果的に配置し、視認性の高いデザインとすること

4 校正

- (1) 制作に当たっては、5回を目安に委託者の了承を得るまで校正を行うこと
- (2) 校正に当たっては、受託者の責任において、誤字、脱字、見切れ等の基礎的な検査を経たものを委託者に提示すること

5 数量
50,000部

6 成果物の納品

(1) リーフレット：地域福祉推進室他に納品（50,000部のうち、9,600部については、
50部ずつ紙テープなどで帯どめ・帯掛けして納品すること）

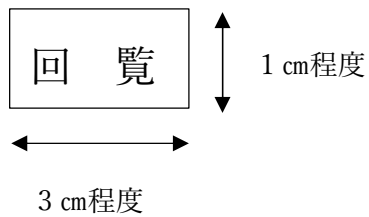
(2) データ：PDF形式、JPEG形式、Illustrator形式等をDVD-R（コピー可能なもの）等の記録
媒体により地域福祉推進室に納品

7 履行期限

令和8年10月9日までに納品（一部は令和8年9月30日までに納品）

8 留意事項

50,000部のうち、40,400部については、リーフレット表紙面の右上に「回覧」と表記
し、令和8年10月1日から9日までの間に、委託者が指定する送付先（1カ所）に納品するこ
と。残り9,600部については、令和8年9月30日までに地域福祉推進室に納品すること。



ポスターの制作

1 掲載内容

リーフレットの掲載内容をベースに、必要項目を絞って掲載すること

2 規格

(1) サイズ

A2 (縦)

(2) 印刷

片面カラー

(3) 紙種

上質再生紙 (コート紙) 110kg 以上

3 デザイン

(1) 安心感があり、幅広い世代の市民が理解しやすいよう工夫されていること

(2) 「もしかしたらあなたもケアラー・ヤングケアラー!？」等、見た人の興味・関心を引くようなメッセージを効果的に配置すること (リーフレットと共通のメッセージ)

(3) 市全体で一体感のある周知啓発を進めるため、「リーフレットの制作」において配置したロゴマーク、キャッチフレーズを効果的に配置すること

4 校正

(1) 制作に当たっては、3回を目安に委託者の了承を得るまで校正を行うこと

(2) 校正に当たっては、受託者の責任において、誤字、脱字、見切れ等の基礎的な検査を経たものを委託者に提示すること

5 数量

300部

6 成果物の納品

(1) ポスター：地域福祉推進室に納品

(2) データ：PDF形式、JPEG形式、Illustrator形式等をDVD-R (コピー可能なもの)等の記録媒体により地域福祉推進室に納品

7 履行期限

令和8年9月30日までに納品

8 留意事項

納品の際には、1枚ずつ直角4つ折りにし、A4サイズになるように梱包すること。

WEB 広告の実施

1 概要

リーフレット、ポスターの紙媒体を目にする機会が少ない方に対するアプローチとして、一人でも多くの方に届くよう、WEB 広告を活用した広告配信を行う。

2 WEB 広告の実施内容

- ・以下の内容を目安に、Web 広告 (Google、Yahoo、YouTube 等) 及び SNS 広告 (Facebook、Instagram、LINE 等) を実施すること。
- ・広告配信に当たっては、バナーデザインを制作すること。
- ・実施時期 (期間)、バナーデザイン、各広告媒体に対する広告利用額の配分割合については、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。
- ・受託者は委託者に対して、表示回数やクリック数等の実績報告を月 1 回程度書面で行うこと。
- ・運用代行費等の受託者の必要経費は、以下の広告利用額に含めること。なお、広告出稿額以外の必要経費が過大にならないよう委託者と協議すること。
- ・広告バナーの遷移先は市ホームページとすること。

広告媒体	広告利用額 (総額/税込)
Yahoo!広告(ディスプレイ広告(運用型))	3,000,000 円
Google 広告(ディスプレイ広告(運用型))	
YouTube 広告(ディスプレイ広告(運用型))	
Meta 広告(ディスプレイ広告(運用型))	
LINE 広告(ディスプレイ広告(運用型))	
TVer 広告	

3 履行期限

令和 9 年 2 月 2 8 日まで

4 留意事項

WEB 広告について、上記の内容はあくまで目安とし、同程度の経費で、広告媒体や実施時期 (期間) 等、より効果的な組み合わせが受託者において提示可能な場合、委託者と協議のうえ内容を変更して実施して差し支えないものとする。

パネルの制作

1 掲載内容

ケアラー当事者への体験談やインタビューと当事者の顔写真など

※体験談やインタビューの文字起こし、ケアラー当事者の写真撮影は委託者側で実施

2 規格

(1) サイズ

B2 (縦)

(2) 印刷

片面カラー

(3) 素材

スチレンボード

3 デザイン

(1) 安心感があり、幅広い世代の市民が理解しやすいよう工夫されていること

(2) 市全体で一体感のある周知啓発を進めるため、「リーフレットの制作」において配置したロゴマーク、キャッチフレーズを効果的に配置すること

4 校正

(1) 制作に当たっては、5回を目安に委託者の了承を得るまで校正を行うこと

(2) 校正に当たっては、受託者の責任において、誤字、脱字、見切れ等の基礎的な検査を経たものを委託者に提示すること

5 数量

5枚

6 成果物の納品

(1) パネル：地域福祉推進室に納品

(2) データ：PDF形式、JPEG形式、Illustrator形式等をDVD-R（コピー可能なもの）等の記録媒体により地域福祉推進室に納品

7 履行期限

令和8年9月30日までに納品

8 留意事項

納品の際には、パネルをアルミフレームに格納し、1枚ずつ段ボール等で梱包して納品すること。